

一体の像から —大浦光信像と津軽氏—

長谷川 成一

はじめに

近世弘前藩の藩主家である、津軽氏の菩提寺長勝寺^{ちようしやうじ}（現弘前市西茂森）に、華麗な甲冑をまとい、床机に腰掛けた、凛々しい若武者の像が安置されている（写真「大浦光信像」を参照されたい）。この50センチメートルほどの高さの像主が、津軽氏の先祖、大浦光信であることは藩政時代以来知られていたが、いつ作られたものなのか皆目見当がつかないでいた。ところが、最近、史料搜索の結果、当像の制作年代が判明した。このことにより、我々は新たに多くの知見を得ることが可能となったのであり、本稿では、その一端を津軽氏の自己認識の問題と関連させて考えてみることにしたい。

大浦光信^{おおうらみつひさ}（1460-1526）とは、延徳^{えんとく}3年（1491）、久慈（現岩手県久慈市）から種里^{ななさと}（現西津軽郡鯉ヶ沢町）に入部して種里城を築き、文亀2年



大浦光信像

(1502)、岩木山を越えて大浦に進出して津軽平野を掌握する態勢を整えた、津軽氏発展の基礎を築いた人物という。彼は、系図の上では弘前藩主家に直結し、当時の人々が具体的に想起可能な先祖として位置づけられている。しかし実在の人物か否かについては、未だ議論が続いており決着はついていないのが実情である。

本稿では、藩政時代以来、このように実在・非実在が問われてきた大浦光信が、津軽氏の家系譜は言うに及ばず、江戸幕府の系譜などでどのように扱われてきたか、その歴史的特徴と光信の位置づけについて、まず明確にしたい。その上で、大浦光信像が制作された経過と意図、「津軽一統志」編纂のなかで光信像制作はいかに位置づけられたか。ついで光信廟所の整備と聖地化の状況を検討するなかで、津軽氏の先祖顕彰のもつ歴史的意義について明らかにして行きたい。

1. 津軽氏の家系譜にみえる大浦光信

江戸時代、津軽氏は同氏の出自について、諸説を自家の家系譜に記しており、正確なところは当時からよく分からなかったようである。しかし多くの系図は、延徳3年(1491)、大浦光信が久慈から種里に入部して同地が津軽氏発祥の地となったとし、光信から家系を開始している。光信については、伝説的な部分が多く判然としないが、各系図に見える光信について、大別すれば、次の三つに分類されるであろう。

まず第一は、江戸幕府初の正式家系譜である「寛永諸家系図伝」では、光信のあと盛信までの系図を史実と認定せず、盛信の子政信から系図を開始している。政信—守信—為信—信枚という系図になっており、政信については、「家伝にはく、近衛殿後法成寺尚通の猶子となる、このゆへに藤氏と称す。いまだその其实父つまびらかならず」(『寛永諸家系図伝』第10 続群書類従完成会 1986)と見え、津軽家の系図は近世においては平泉藤原氏ではなく、藤原氏本流の近衛家との縁戚を強調するところから出発した。幕命によって津軽家が提出した政信以前の系譜を、幕府は認定しなかったことを示唆している(長谷川 1980)。幕藩体制後期に編纂された官撰系譜である『寛政重

「修諸家譜」も、「寛永諸家系図伝」の系図を基本的に踏襲した。したがって、光信は幕府が編纂する正式な家系譜においては、登場することはなかったのである。

第二は、弘前藩の官撰史書「津軽一統志」附巻にみえる、「津軽屋形様御先祖次第」の系譜である。それによれば、初代の金沢右京亮（南部屋形様の三男であるという）、2代の金沢右京亮、3代源光信、4代源盛信、5代源政信、6代源為則、7代藤原為信、という系図である。為信以前は、源氏を称していたが、為信以後は藤原氏に転換したという。初代金沢右京亮は、現存している永享6年（1434）10月の文書により金沢家光のことであり、同じく宝徳3年（1451）3月の文書により2代は金沢家信であることが確認されている（国立史料館蔵津軽家文書）。ただし、光信については上記のような口宣案などの文書が残されておらず、実在の確認は困難である。

第三は、十三藤原氏の藤原秀栄を始祖とする系図を、代表とするものである。十三藤原氏とは、平泉藤原氏の分流であって、津軽地方の十三の地、現在の北津軽郡市浦村周辺を拠点とした豪族という。これは「陸奥弘前津軽家譜」（東京大学史料編纂所蔵）所載の「前代歴譜」に見える系図であり、その原型となったのは、恐らく17世紀末から18世紀初めにかけて書かれた、「可足権僧正筆記」（可足は4代藩主津軽信政の弟、以下、可足記と略記）であろうと想定される。かなり早い時期から、津軽氏の系譜として藩主家では通用していたようで、同書は津軽家の家譜としては最も古態に属するものであるという（弘前市立図書館 1970）。なお可足記は、みちのくの世界に広がるさまざまな伝承の集大成のうえに成り立っており、平泉伝説そのほかあらゆる語り物を動員することで自家の系譜を飾ったという（入間田 1990）。

しかし、津軽氏が自らの出自を、平泉藤原氏の分流とはいえ、古代末期から中世にかけての東北地方における支配者の家系に求めたのは、単なる平泉藤原氏という貴種にアイデンティティを求めたのとは相違し、自らの支配権の正統性を出自にからめて確固たるものにしようとしたからである。光信については、金沢家信の娘を娶り、同家の名跡を継承し南部氏の次、三男に準ずる待遇を与えられたとある。

また「前代歴譜」は、安東氏との抗争の過程で、秀栄から四代後の藤原頼

秀が撰政近衛基通の女を娶り、藤原氏本流との縁戚関係を有することで、かつての奥州の覇者平泉藤原氏とは別の血筋を津軽家に入れたと記している。この後は、南部氏との縁戚関係の締結を記しており、光信については可足記と同様の記述である。これらの記述に見える内容は、当然のことながら歴史事実とは到底みなしえない事柄であるが、いずれも、南部氏の係累であることは間違いない。

このように近世を通じて、可足記や「前代歴譜」に見られるような、津軽氏の作成した自家内部で通用する記録・伝承と、幕府へ提出する家譜家系の類は相違したことが窺われる。その中であって大浦光信は、津軽氏の作成した自家内部で通用する家系譜に記録されたが、最も古い形態を残す可足記などでも光信のみが特筆されてきたわけではなかった。それでは、光信が津軽氏の系譜の中であって注目を浴びるようになったのは、何時のころからであろうか。

2. 「津軽一統志」の編纂と大浦光信

享保12年（1727）、弘前藩5代藩主津軽信寿は、家老喜多村校尉政方を責任者として、4代藩主津軽信政の遺志を継ぐ形で史書の本格的な編纂に乗り出した。用人桜庭半兵衛、相坂則武、伊東祐則らへ編纂と校正を担当させた。同年12月24日の編纂史料の蒐集を命じる触書（長谷川成一校訂『御用格』寛政本 上巻 被仰出之部。弘前市教育委員会 1991）は、次のようなものであった。

- ① 小笠原伊勢・白取左兵衛など藩祖津軽為信の代に家臣であった36名が、為信とともに津軽地方を南部氏から切り取る戦争の際に、彼らがいかなる働きをしたのか。伝承・物語でも構わないので申告し、彼らの子孫がいればその点も申し出よ。
- ② 南部大膳大夫、和徳讚岐守、北畠左近など24名は、為信の征伐をうけた者たちであり、彼らの由緒、働きの様子、伝承などの史料を提出せよ。
- ③ 尾崎・蓬田など為信の征伐をうけた城主の苗字を知る者は申告せよ。

- ④浪岡城主の苗字と由緒を知る者は申告せよ。
- ⑤為信の時期の戦いに関する史料を知る者は申告せよ。
- ⑥為信以前の歴史については、何事によらず全て申告せよ。
- ⑦寛文9年(1669)の蝦夷蜂起の節、蝦夷地での事柄については、覚書を所持している家臣もいるであろうし、伝聞でも構わないからすべて史料を提出すること。

以上の7点にわたる内容の通達であった。

史料収集の基本意図から見える当初の編纂方針は、とにかく藩祖為信の事績を詳細に記録することであり、近世弘前藩の出発はいかなる所に求められるのか、という点にあった。次に為信以前の時期についてもおろそかにせず、弘前藩が出兵した寛文蝦夷蜂起の際の記録を収集して、先代津軽信政の事績を顕彰しようとした。

約4年を経過した享保16年、「津軽一統志」は完成し藩主信寿へ献上された。その序文によれば、為信をはじめとする先君の事績を明らかにし、信政が威風を夷狄へ振るう様子を明記することにあるという。このような方針に基づいて編纂された内容は、津軽氏の始祖を大浦光信と確定し、その事績を記録するところから出発したのである。以下、盛信—政信—為則—為信と続き、なかでも為信の南部氏との取り合い戦争の歴史は詳細である。ここには、津軽地方の地誌を正確に記録して、同地方に藩政を敷いた津軽氏の由緒をまづ確認して、為信以来約100年を経過した領内の歴史を振り返ってみようという意図が看取されよう。

そのためにも大浦光信を直接の始祖として位置づけることが、藩の編纂物でもって正式になされたのであり、光信の存在は領内にあって俄然大きなものとなった。津軽氏の系譜における基点として、光信は確認される必要があったのであり、そこでは人々に光信をより強烈に印象づけることが求められたのであろう。光信像制作の気運は当時満ちていたのであり、次節で述べる菩提寺長勝寺による光信像制作の提案は、前述のような企図をもって官撰史書「津軽一統志」の編纂途中であった弘前藩にとって、願ってもないことであった。同寺の申し出を即座に許可した背景には、このような事情があった。津軽氏の始祖として位置づけられた光信に、脚光を浴びせる絶好の機会

でもあったと言えよう。

3. 大浦光信像の制作

「津軽一統志」の編纂が実施されているさなかの、享保14年（1729）11月、津軽氏の菩提寺長勝寺は、次のような要望を弘前藩に提出した。当寺は200年の歴史を持つ寺であるから、是非、同寺の創建者である大浦光信の像を制作してもらい、その像を寺内に安置して津軽氏の子孫繁栄・長久を祈禱することにしたいというのである（「弘前藩序日記 御国日記」享保15年5月7日条、弘前市立図書館蔵。以下、同史料は「国日記」、江戸日記は「江戸日記」と略記）。同藩は、即座にそれを認めたことから、長勝寺では、早速、江戸に制作を依頼することとし、「武者御影之像」として6カ条にわたる像形の注文を作成した。それを簡単にまとめると、次のような内容であった。

- ①像高は、約50センチメートルほどで、床机に腰掛けてのこと。
- ②顔立ちは、柔和円満で、目には玉眼たまがんを入れること。
- ③甲冑をつけ、鎧の上から直垂ひたなれを着していること。
- ④右の手に金の采配さいはいを持っていること。
- ⑤太刀を帯びていること。
- ⑥右の脇びしに陣貝じんがいを差していること。

現存している光信像と比較すると（14頁の写真参照）、①～⑤までは、おおむね上記の注文の通りであり、③の鎧の上から直垂を着していると見えるが、現在、直垂は残念ながら残っていない。直垂は、約180年を経過する中で朽ちてしまったのであろう。⑥の陣貝は、これも残念ながら残っていない。あとは、長勝寺が享保14年12月に作成した注文にほぼ沿った形で保存されてきたのである。なお顔立ちについては、とくに絵像もしくはモデルになる伝承などを参考にしようにとの指示がなく、光信の顔相は想像の産物であったようだ。つまり相似性は、この際余り問題にされていなかったことが判明する。

長勝寺は、この注文を同寺の弟子が住持をしている、江戸の駒込千駄木こまごせんだぎ（現東京都文京区千駄木）にある総禅寺そうぜんじを通じて江戸の仏師に制作を依頼した

(「国日記」享保15年5月7日条)。総禅寺は、曹洞宗浅草法福寺の末寺で、元和4年(1618)、湯島仲町にあったが、天和3年(1683)、火事で類焼してから駒込千駄木に移転したという(「御府内寺社備考」4)。

半年後の享保15年6月、光信像はできあがり、江戸藩邸の御用人によって長勝寺の注文通りに制作されたかどうかの検分が行われ、それをパスして、ここに「功樹院様御尊像」すなわち光信像が完成した(「江戸日記」享保15年6月8日条)。同年6月12日、嚴重に梱包され、目付などの警護の人々に守られた光信像は江戸を出発し(同前 同年6月12日条)、同月28日、国元弘前に到着して長勝寺に安置された(「国日記」同年6月28日条)。弘前到着の際は像を囲んだ行列が組まれ、藩主が参勤交代で帰国する時に通過する城下の経路を通して長勝寺に着いたという。青森に居た藩主信寿には、翌日重臣によって光信像の到着が報告された(「封内事実苑」享保15年6月29日条)。光信像は、藩主のお国入り並の儀式をもって迎えられ、城下の民衆にもその到着が宣伝されたのであった。

同年12月に光信像の制作費3両3歩が、弘前藩から長勝寺に対して支給され、安置した厨子の製作代金も下付された(「国日記」同年12月17日条)。ここに光信像は、「功樹院様御尊像」として長勝寺において安置され、当時の藩主家津軽氏に直結する先祖として、人々から崇敬される対象となったのであった。

享和3年(1803)「寺社領分限帳」(弘前市立図書館蔵)第5冊に、長勝寺の寺財として弘前藩5代藩主津軽信寿が寄付した「功樹院様御影」1体が記録されており、これが光信像であることは間違いない。

なお長勝寺が光信像制作を思い立ったのは、享保10年が光信200年忌に当たっており、その際に同寺で法要を営んだことはもちろんであるが、弘前藩と藩主家の元祖である光信の顕彰を、造像を模することでさらに厚く行いたいとのことであった(「国日記」享保15年5月7日条)。弘前藩では、初代津軽為信などをはじめとして津軽氏の有力な先祖に関しては、年忌法要を盛大に執り行っており、その際に家臣由緒書の編纂も実施された(真島 2002)。先祖の年忌法要は単なる儀式に終わるものではなく、多くはそれに関連づけて、政治的な意味合いの強い事業を執り行っており、この度の光信200年忌

も例外ではなかった。光信像の制作は、18世紀前期弘前藩の政治動向を背景としていたのであり、その文脈で把握する必要がある。

しかし光信像の制作だけでは、領内の民衆や家臣たちに津軽氏の先祖顕彰の徹底化は不十分であった。そこで考えられたのが、伝承的に言い伝えられてきた光信の廟所の整備と保存であった。次節では、その点について述べることにしたい。

4. 光信廟所の設置

弘前藩の家譜類は、大浦光信の死去を大永^{だいえい}6年（1526）10月としている。「前代歴譜」によれば、光信は、種里城の「^にノ郭」に埋葬され、当時の人々はそれを「種里ノ霊墓」と称していた。現在、青森県西津軽郡鯉ヶ沢町種里に所在する「^{みつのはらうごびやうじよ}光信公御廟所」（以後、光信廟所と略記）を指すことは間違いなからう。

弘前藩の史書の中で、光信廟所が初めて表れるのは「津軽一統志」である。それによると、家臣たちに慕われた光信は、遺言によって種里城下の端に葬られたが、彼らにとって奇瑞ともいえる不思議な事象が頻発して、光信の墓は「御霊カ墓」と称されたという。また「津軽一統志」附巻には、光信は、自らを鎧を着装したまま土葬して、下国安東氏の侵攻を防御せよとの遺言を残したと言い、その墓は現在も存在すると述べている。このように種里は古くから光信の菩提を弔う聖地として認識されていたことを示し、「津軽一統志」編纂の時点、すなわち18世紀前半には光信の墓所は、地理的にも現在の光信廟所とされている場所にあったと考えてよさそうである。

また長谷川成一校訂『御用格』寛政本 上巻（弘前市教育委員会 1991）1158頁、宝暦13年（1763）9月3日条では、光信廟所は、18世紀中葉には、「種里村御廟所」と呼称されていて、周囲を柵で囲うことを中止して、古来のように柴垣にして小松などを植え付けるように^{きくじ ぼぎやう ごおりぼぎやう}作事奉行と郡奉行に命じている。古来のようにとあることから、光信廟所は本来は柴垣で囲んだ墓所であったらしい。これは光信廟所を本来の姿に回帰させようとする意図を示しており、単なる^{こち}故地から聖地としての廟所整備がこの時期に早くもなされて

いたのである。

それでは光信廟所の初見は何時のころに求められようか。今までの考証では、18世紀前半、享保期には少なくとも墓所の設置はあって、1750年代にはその整備がなされて本来の姿に戻すようにとの指示が下命された、という点までは明らかになっている。

しかし、果たしてそれ以前に光信墓所の設置は、弘前藩津軽氏の手でなされた形跡はないのであろうか。弘前藩が、領内統一検地を実施して全領内にわたる検地帳を作成したのは、貞享^{じょうきやう}4年(1687)のことであった。種里村の貞享4年「^{けんちみずちやう}検地水帳」(弘前市立図書館蔵)には、同村の除地^{じよち}(年貢免除地)として、八幡宮(種里八幡宮)などの他に、権現堂^{ごんげんどう}地が掲げられている。

この権現堂地は、種里八幡宮など他の宮は建築物が存在しているにもかかわらず、御堂などの建造物はなかったらしい。また特定の神主が管理しているのではなく、種里村でもって堂地を管理しているというのである。

それでは権現堂地は、いったいどこに比定されるのであろうか。菅江真澄の「雪のもろたき」に寛政8年(1796)、真澄が赤石・種里をめぐったときの記述として、「長勝の君のふるづかは一ツ森山のほとりに在けるとなん」(内田・宮本 1978)と見えており、当時、光信廟所は一ツ森山^{ひとつもりやま}の麓にあったと認識されていた。真澄の記述を踏まえるならば、権現堂地と光信廟所の関係はかなり深くなるのであり、ここでは権現堂地を光信廟所と推定して論を進めてゆくことにしたい。

なお後掲の長谷川成一監修『御用格』第一次追録本 下巻(弘前市教育委員会 1993)40頁の記事に、光信廟所一帯は、管理者が特定されているわけではなく、種里村で管理整備していることが見える。管理のあり方も貞享4年の時と同様であったのであり、光信廟所は伝統的に村中^{むらじゆうなか}抱えという形態であったといえよう。

以上のように、貞享4年の種里村「検地水帳」に記載された「権現堂地」が、光信廟所に比定されるとすれば、17世紀後半には光信廟所は弘前藩から年貢免除地の指定を受けていたのであり、さらに古来よりの除地であるということからすれば、廟所は貞享4年以前から設定されていたと考えられよう。しかし何時の時点であるのか、「津軽一統志」も「検地水帳」も明記し

ていないが、17世紀後半には、津軽氏はこの地を格別の故地として考えていたことであろう。

5. 光信廟所の整備

弘前藩による光信廟所の設置は、津軽氏のアイデンティティを確認する作業と平行して行われた可能性がある。4代藩主津軽信政は、自家の歴史編纂に意欲を持って取り組んだ藩主として知られており、領内各寺社の縁起・棟札や古書・書籍類を収集した（『国日記』寛文4年〈1664〉5月17日条など）。資史料の収集事業や編纂についての詳細は、拙稿（長谷川 1997）をご覧ください。ただくことにして、弘前藩では歴史書の編纂によって自らのアイデンティティを確立しようとした。そこで問題となるのは、自家の先祖の事績が歴史的に見て正しいものなのか否か、適正に世間に評価されるものなのかどうかということであった。しかも領内においてそれらが広く認証されるか否かということは、領内支配の権威確立にも影響を及ぼし、大きな課題であったのは間違いなからう。その意味からも藩の事業として、資史料の収集を組織的かつ意欲的に推進したのであった。

このように収集した膨大な資史料に基づいて、あるいは津軽家に伝わる伝承を解釈する中で、自家の先祖の事績を広く領内に目に見える形で顕彰する必要が生じたのではないかと考えられる。ここには光信廟所を、単なる故地ではなく聖地とすることで光信顕彰を揺るぎないものにしようとする意向が潜んでいた。すなわち、17世紀の後半から18世紀にかけて、領内支配機構の整備と支配体制の確立がなされた過程で、種里の光信廟所を故地から聖地へ転換することが図られたのである。

光信廟所の管理については、前述のように弘前藩が種里村に委任することでなされていたようだ。寛政10年（1798）、藩庁では「種里長勝様御廟跡」の検分を足軽目付に命じ、廟所についての詳細な報告を受けた（前掲『御用格』第一次追録本 下巻、40頁）。

この報告は、光信廟所について藩政時代の最も詳細な内容であり、現在でも史跡整備を図る上で参考になることが多い。特に第2条目に、廟所の四面

を囲む柵立てを取り払い、八幡宮に払い下げた事情はよく分からないとあるが、これは前節の『御用格』寛政本 上巻1158頁、宝暦13年(1763)9月3日条に見える記事を指し、柵を撤去して古来の景観を保持するために柴垣をめぐらすことにしたという事柄である。宝暦期から30数年を経過した寛政期に入ると、本来の光信廟所のあり方について藩庁でもその記憶が不鮮明になってきたようだ。文政期に至ると、廟所は柵で囲うことが通常であるという認識が疑いもなく表出していることから、19世紀に入ってからには廟所本来の姿については、ほとんど記憶されることがなくなっていたようだ。

第4条目に見える、廟所の管理については、大変興味深い内容である。毎年7月7日、種里村の村人がこぞって廟所の森の草刈りに参会し、子供たちも森に遊びに来て草刈りをしているとある。廟所一帯の管理者は特定の人物ではなく、いわゆる村中抱えとなっており、廟所自体の管理・整備は藩庁が責任をもって実施するというルールが成立していたとみなしえよう。

光信廟所については、廟所の森の管理と廟所自体の整備のあり方が18世紀後半には弘前藩で確立していたようで、津軽氏の故地から同氏発祥の聖地への転換は以上のような経過を経てなされてきたのであった。

おわりに

享保15年(1730)に制作された大浦光信像を中心に、家系譜の中での光信の取り扱われ方、「津軽一統志」の編纂における光信の位置、光信像制作の過程とその歴史的背景、その後の弘前藩における光信廟所の整備と聖地化について述べてきた。以上の中で明らかになったことを踏まえて、光信像制作の歴史的意義をまとめてみたい。

近世弘前藩の家系譜は、数多く作成されたが、津軽氏に古くから伝えられている十三藤原氏を遠祖とする家系譜は、平泉藤原氏との関係を強調し、光信については家信の娘を娶り南部氏との関係を強調した内容になっている。これらの家系譜に見える光信は、やはり伝説的な人物という印象をぬぐい去ることはできないであろう。しかし享保16年に編纂された「津軽一統志」は、光信の事績から開始しており、津軽の統一事業の始まりは、種里城に

拠って周囲の戦国領主と合戦に及んだ光信にあると認識していたからに他ならない。津軽氏の作成した、自家内部で通用する記録・伝承と、幕府が編纂した家譜家系の類は相違したのであるが、光信は津軽家の作成した自氏内部で通用する家系譜に統一事業の出発を担った人物として記録され、同氏の祖として人々に永く記憶されることになった。ここに光信の姿が具体的に求められる契機が存在したのであり、津軽氏の菩提寺長勝寺の提案とはいえ、像の制作は藩の要望と合致したので、藩の援助のもと即座に制作に着手された。江戸の仏師の手で制作された光信像は、厳重な警護のもと江戸から運搬され、弘前城下へは藩主の帰国に並ぶお国入りの儀式をもって迎えられ、長勝寺に安置された。

当時、光信を津軽氏の歴史へ刻み込む作業は、次の2方向からなされた。つまり、文字に記録するのは「津軽一統志」の編纂によって、またビジュアルなイメージ作りには、光信像の制作によって行われたのである。

しかし、弘前藩の企図は、同像の制作によって視覚的に藩祖の姿を確認することのみで終わらなかった。同藩は、種里を光信の墳墓の地として公式に認め、光信廟所の整備を図ることで単なる故地から脱却させて、津軽氏のアイデンティティを絶えず確認する聖地化を図ったのである。具体的には、17世紀後半から18世紀前半にかけて、弘前藩は光信の廟所一帯を年貢免除地とし、廟所の設置と周辺一帯の整備を実施した。その事業は、4代から5代にわたる藩主たちが精力的に推進した修史事業や光信像制作などを通じて、自家のアイデンティティを確認する過程でなされた。ここに種里における光信廟所は、自家の歴史を回顧する上で、不可欠の歴史的聖地として認められ、それらを残し整備することで、人々の記憶に鮮明な形で残す必要があったのである。津軽統一の歴史的なシンボルとして、さらにはそれに基づく同家のアイデンティティの再確認には、光信像と光信廟所が必要不可欠であったといえよう。

文政8年（1825）11月には、光信の300年忌ぶんせいの法要が長勝寺で盛大に執り行われ、光信顕彰はピークをなした。また18世紀後半以降、藩庁から光信廟所に検分の役人が度々派遣され整備されたのは、以上に述べたような歴史的背景を踏まえたことなのであって、津軽氏の聖地としての認識が藩として

確立されていたからなのであった。

参考・引用文献

- 入間田宣夫 1990「中世奥北の自己認識」北海道東北史研究会編『北からの日本史』第2集、三省堂、pp.124-125.
- 内田 武志・宮本 常一 1978『菅江真澄全集』第3巻、未来社、p.197.
- 佐賀県立博物館 1991『図録 近世の肖像画』佐賀県立博物館
- 新編弘前市史編集委員会 1995『新編弘前市史』資料編1 古代中世編、弘前市
- 新編弘前市史編集委員会 1996『新編弘前市史』資料編2 近世編1、弘前市
- 新編弘前市史編集委員会 2002『新編弘前市史』通史編2 近世編1、弘前市
- 東京国立博物館・東京大学史料編纂所 2001『図録 時を超えて語るもの 史料と美術の名宝』東京大学史料編纂所
- 長谷川成一 1980「津軽藩藩政文書の基礎的研究」1『文経論叢』vol.15-2、弘前大学人文学部、pp.102-104.
- 長谷川成一 1989「津軽氏」『地方別 日本の名族』東北編I、新人物往来社
- 長谷川成一 1997「近世東北大名の自己認識」渡辺信夫編『東北の歴史再発見』河出書房新社、pp.122-154.
- 長谷川成一他 2000『青森県の歴史』山川出版社
- 長谷川成一 2001『街道の日本史3 津軽・松前と海の道』吉川弘文館
- 長谷川成一 2004『日本歴史叢書63 弘前藩』吉川弘文館
- 弘前市立図書館 1970『弘前図書館蔵郷土史文献解題』弘前市立図書館、p.69.
- 真島 芳恵 2002「『由緒書抜』はなぜつくられたのか—弘前藩の修史事業と関連して—」『青森県史研究』vol.6、青森県、p.14.